

使用済燃料対策の着実な実行を求める意見書

福井県は、これまで半世紀以上にわたり、国のエネルギー政策に協力し、国民生活の安定と我が国の産業の発展に大きく貢献してきた。一方、県内の原子力発電所に保管されている使用済燃料については、県外への着実な搬出が長年の課題となっており、本県はこれまで一貫して国および事業者に対し、使用済燃料対策の確実な実施を求めてきた。

乾式貯蔵施設は、県外の間接貯蔵施設への円滑な搬出のために必要な施設であるとともに、使用済燃料を電力を使うことなく安全に管理できる施設との認識のもと、今般、県は関西電力の乾式貯蔵施設の設置計画に対し事前了解の判断を行ったところである。しかしながら乾式貯蔵施設を設置することにより、現在の貯蔵容量を超えて保管しないとの方針は厳守すべきであり、かつ、乾式貯蔵施設が最終処分場となることは決してあってはならない。

県民の安全・安心を確保するため、国および関西電力は、六ヶ所再処理工場の確実な竣工や使用済燃料の着実な県外搬出など使用済燃料対策ロードマップに明記された取組について、その実効性に責任を持ち、確実に実現しなければならない。

さらに、原子力発電所と長年共生してきた立地地域が、今後も国のエネルギー政策を支えていくためには、地域振興や将来にわたる持続的な発展に向けた取組も不可欠である。原子力政策は国策である以上、国はその責任において立地地域との信頼関係の維持・向上を図らなければならない。

よって、本県議会は、立地地域との信頼関係を維持し、県民の理解と安心を確保するため、国に対し、次の事項について前面に立って主体的に取り組むよう強く求める。

記

- 1 六ヶ所再処理工場の竣工および操業開始を確実に成し遂げるため、各工程について国が責任を持って進捗管理を行い、その状況を国民に分かりやすく示し、我が国の基本方針である核燃料サイクルの早期の確立を図ること。
- 2 使用済燃料の県外搬出を着実に実施するため、関西電力に対し、使用済燃料対策ロードマップの実効性を確保し、その内容を確実に履行するよう厳しく指導するとともに、国が前面に立って主体的に取り組むこと。
特に、乾式貯蔵施設からの搬出先となる中間貯蔵施設について、その具体化に向けた取組状況を早期に示し、2030年頃の操業開始ならびに遅くとも2035年末までに確実に搬出が開始できるよう国が責任を持って進捗を管理すること。
- 3 立地地域が引き続き国のエネルギー政策を支えていくことができるよう、原子力の役割について電力の大消費地をはじめとする国民の理解が得られるように取り組むとともに、北陸新幹線小浜・京都ルート of 早期全線開業、避難道路の整備、産業誘致をはじめとする地域振興および課題解決の取組みを、国の責任において早期かつ確実に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和8年9月3日

福井県議会